

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成23年4月14日(2011.4.14)

【公開番号】特開2010-187389(P2010-187389A)

【公開日】平成22年8月26日(2010.8.26)

【年通号数】公開・登録公報2010-034

【出願番号】特願2010-71106(P2010-71106)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

H 04 N 5/76 (2006.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 4 0 A

H 04 N 5/76 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年1月5日(2011.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の伝送源からアクセスすることが可能な番組のインスタンスの項目を視聴者に提供する方法であって、

前記方法は、

統合された番組ガイドを表示することであって、前記表示された統合された番組ガイドは、複数の伝送源からアクセスすることが可能な番組の第1の複数の項目のうちのいくつかであるがすべてではない項目を含む、ことと、

前記複数の伝送源のうちの第1の伝送源からアクセスすることが可能な番組のインスタンスに対応する特定の表示された項目の視聴者選択を受信することと、

前記視聴者選択を受信したことに応答して、前記複数の伝送源のうち前記第1の伝送源以外の伝送源からアクセスすることが可能な前記特定の番組のさらなるインスタンスを求めて前記番組の第1の複数の項目をサーチすることと、

前記第1の伝送源以外の伝送源からアクセスすることが可能な前記特定の番組のインスタンスを前記視聴者に表示することと

を含む、方法。

【請求項2】

前記複数の伝送源は、インターネット伝送源を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記複数の伝送源は、ビデオベンダーを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記複数の伝送源は、少なくとも1つのブロードキャスト伝送源と、ブロードキャスト伝送源以外の1つの伝送源とを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記特定の番組のインスタンスを前記視聴者に表示することは、前記番組に関する情報を前記視聴者に表示することを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記特定の番組のインスタンスを前記視聴者に表示することは、前記番組をダウンロー

ドすることを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

番組に対するリマインダを設定するための視聴者選択を受信することをさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記特定の番組の前記視聴者選択を格納することと、
前記番組の別のインスタンスが、前記複数の伝送源からアクセスすることが可能になる場合に、前記視聴者に警報することと
をさらに含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

電子的な番組ガイドデータベースからガイド情報を取り出すことをさらに含み、
前記統合された番組ガイドを表示することは、前記電子的な番組ガイドデータベースから取り出されたガイド情報を表示することを含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 10】

複数の伝送源からアクセスすることが可能な番組のインスタンスの項目を視聴者に提供する番組ガイドシステムであって、
前記番組ガイドシステムは、回路上に少なくとも部分的に実装された番組ガイドを含み、

前記番組ガイドは、

統合された番組ガイドを表示することであって、前記表示された統合された番組ガイドは、複数の伝送源からアクセスすることが可能な番組の第 1 の複数の項目のうちのいくつかであるがすべてではない項目を含む、ことと、

前記複数の伝送源のうちの第 1 の伝送源からアクセスすることが可能な番組のインスタンスに対応する特定の表示された項目の視聴者選択を受信することと、

前記視聴者選択を受信したことに応答して、前記複数の伝送源のうち前記第 1 の伝送源以外の伝送源からアクセスすることが可能な特定の番組のさらなるインスタンスを求めて前記番組の第 1 の複数の項目をサーチすることと、

前記第 1 の伝送源以外の伝送源からアクセスすることが可能な前記特定の番組のインスタンスを前記視聴者に表示することと

を行なうように構成されている、番組ガイドシステム。

【請求項 11】

前記複数の伝送源は、互いに異なるタイプの複数の伝送源を含む、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 12】

前記複数の伝送源は、インターネット伝送源を含む、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 13】

前記複数の伝送源は、ビデオベンダーを含む、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 14】

前記複数の伝送源は、少なくとも 1 つのブロードキャスト伝送源と、ブロードキャスト伝送源以外の 1 つの伝送源とを含む、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 15】

前記特定の番組のインスタンスを前記視聴者に表示することは、前記番組に関する情報を前記視聴者に表示することを含む、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 16】

前記特定の番組のインスタンスを前記視聴者に表示することは、前記番組をダウンロードすることを含む、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 17】

前記回路は、番組に対するリマインダを設定するための視聴者選択を受信するようにさらに構成されている、請求項 10 に記載のシステム。

【請求項 18】

前記回路は、

前記特定の番組の前記視聴者選択を格納することと、

前記番組の別のインスタンスが前記複数の伝送源からアクセスすることが可能になる場合に、前記視聴者に警報することと

を行うようにさらに構成されている、請求項10に記載のシステム。

【請求項19】

前記回路は、電子的な番組ガイドデータベースからガイド情報を取り出すようにさらに構成されており、

前記統合された番組ガイドを表示することは、前記電子的な番組ガイドデータベースから取り出されたガイド情報を表示することを含む、請求項10に記載のシステム。